

入札説明書類

件名：健都イノベーションパークNKビル内健栄研ネットワーク用機器購入整備

令和4年9月

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

①入札説明書 1部

②仕様書 1部

③契約書(案) 1部

①～③：応札にあつては、内容を熟知すること。

④質疑書 1部

⑤ご担当者連絡先 1部

④～⑤：期限(令和4年10月24日)までにメールにて提出すること。

また、④質疑書は質疑の有無に関わらず提出すること。

⑥競争参加資格確認関係書類 1部

⑦誓約書 2種

⑧保険料納付に係る申立書 1部

⑨アフターサービスマンテナンス証明書 1部

⑥～⑨：期限(令和4年11月4日)までに提出すること。

⑩入札書 1部

⑩：1回目の応札は契約権限を有する代表者が行うこと。

また、提出期限(令和4年11月11日)を厳守すること。

⑪入札書等記載要領 1部

⑫入札辞退届 1部

⑫：応札しない場合、令和4年11月11日までに提出すること。

⑬委任状 1部

⑭年間委任状 1部

⑬～⑭：内容を熟知し、該当する場合は、

開札当日(令和4年11月14日)、開札会場へ持参すること。

入札説明書

「健都イノベーションパークNKビル内健栄研ネットワーク用機器購入整備」にかかわる入札公告（令和4年9月21日付）に基づく入札等については、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所会計規程（17規程第7号）（以下「会計規程」という。）及び国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約事務取扱要領（17要領第8号）（以下「契約事務取扱要領」という。）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当者

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔

2 委託業務内容

- (1) 契約件名 健都イノベーションパークNKビル内健栄研ネットワーク用機器購入整備
- (2) 仕様等 詳細は別添「仕様書」のとおり。
- (3) 納入期限 令和5年3月10日
- (4) 納入場所 大阪府摂津市千里丘新町3-17 健都イノベーションパークNKビル
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所
- (5) 入札方法
入札金額については、総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
- (6) 入札保証金及び契約保証金 全額免除

3 競争参加資格

- (1) 契約事務取扱要領第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度（厚生労働省一般競争入札参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」のA～Cのいずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 当該役務・物品等を確実に履行・納入できると認められる体制等を有している者であること。
- (4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (6) その他契約事務取扱要領第3条の規定に基づき、契約担当役が定める資格を有する者であること。
- (7) 公益法人においては、「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）の内容について問題がない者であること。
- (8) 暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者に該当しないこと。
- (9) 法人格を持つ事業体であること。さらに、消費税及び地方消費税並びに法人税について、納付期限を過ぎた未納税額がないこと。
- (10) 「個人情報保護に関する法律」（平成15年法律第57号）を遵守し、個人情報の適切な管理能力を有している事業者であること。
- (11) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年

間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。

①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの） ③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

注）各保険料の内⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

4 入札説明会

以下により現地にて入札説明会を実施する。

なお、応札を予定する者は当該説明会の参加は必須とする。

(1) 日時

令和4年10月17日（月）13：30

(2) 実施場所

大阪府摂津市千里丘新町3-17 健都イノベーションパークNKビル
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所

(3) 事前の参加登録

参加者は10月13日（木）17：00までに以下のアドレスへ申し込みを行うこと。

この際、件名は、「【入札説明会参加】健都イノベーションパークNKビル内健栄研ネットワーク用機器購入整備」とすること。

申込先：総務部健栄研会計課 eiken-kaikei@nibiohn.go.jp

5 提出書類等

(1) 質疑書・ご担当者連絡先

令和4年10月24日（月）17時00分までにメールにて提出すること。また、質疑書は質疑の有無にかかわらず提出すること。

提出先メールアドレス 総務部健栄研会計課 eiken-kaikei@nibiohn.go.jp

(2) 競争参加資格確認書類等

この一般競争に参加を希望する者は、本入札説明書3の競争参加資格を有することを証明する書類等（※）を令和4年11月4日（金）17時00分までに下記6（1）の場所に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、契約担当役等から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

（※）とは下記の書類である。

- ①資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
- ②会社概要
- ③公益法人については、3（7）を証明する書類
- ④誓約書（3（3）の誓約書及び3（8）の誓約書）
- ⑤保険料納付に係る申立書（3（11）の申立書）
- ⑥アフターサービスメンテナンス体制証明書

(3) 入札書

提出期限は令和4年11月11日（金）17時00分（郵送の場合も同様）
詳細は下記6を参照。

(4) 入札辞退届

応札しない場合、開札前日（令和4年11月11日）までに提出すること。

(5) 委任状・年間委任状

該当する場合は、開札当日（令和4年11月14日）に開札会場へ持参すること。

6 入札書等の提出場所等

(1) 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒162-8636

東京都新宿区戸山1-23-1

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

国立健康・栄養研究所 総務部健栄研会計課

電話：03-3203-5721

(2) 入札書等の提出方法

- ①入札書は別紙入札書様式にて作成し、直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和4年11月14日開札 健都イノベーションパークNKビル内健栄研ネットワーク用機器購入整備入札書在中」と記載しなければならない。
- ②郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「令和4年11月14日開札 健都イノベーションパークNKビル内健栄研ネットワーク用機器購入整備 入札書在中」の旨記載し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記載し、上記6の（1）宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- ③入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- ④入札書の日付は、提出日を記入すること。

(3) 入札の無効

次の各号の一に該当する場合は、入札を無効にする。

- ①本入札説明書に示した競争参加資格のない者
- ②入札条件に違反した者
- ③入札者に求められる義務を履行しなかった者
- ④入札書の金額が訂正してある場合
- ⑤入札書の記名又は押印が抜けている場合
- ⑥再度入札において、前回の最低金額を上回る金額で入札している場合

(4) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

(5) 代理人による入札

- ①代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印をしておくとともに、開札時までに代理委任状を提出しなければならない。
- ②入札者又はその代理人は、本件業務委託に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

7 開札及び落札後の手続

(1) 開札の日時及び場所

令和4年11月14日（月）10時30分

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

国立健康・栄養研究所 会議室（管理棟3階）

(2) 開札

- ①開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ②入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

- ③入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。
- ④入札者又はその代理人は、契約担当役が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- ⑤開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

(3) 落札者の決定方法

- ①入札書が公告及び入札説明書に定められた条件を満たしている者。
- ②会計規程第41条及び契約事務取扱要領第16条1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内である者。
- ③入札金額が競争参加者の中で最低価格である者。
- ④当該内容を確実に実施し、契約書の内容を誠実に遵守することができる、契約担当役が認めた者。

(4) 落札条件に該当する者が複数するとき

前項に定められた落札の条件に該当する者が複数いるときは、直ちに該当する者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、くじを引けない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

(5) 契約書の作成

- ①契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- ②契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に契約担当役等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③上記②の場合において契約担当役等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④契約担当役等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

健都イノベーションパークNKビル内

健栄研ネットワーク用機器購入整備

仕様書

令和4年9月

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

目次

第1章 調達概要

- 1.1 調達の目的
- 1.2 整備対象
 - 1.2.1 ネットワークシステムの構成
 - 1.2.2 利用者人数等
 - 1.2.3 医薬健栄研システムへの接続、運用
- 1.3 調達の範囲
- 1.4 作業工程
- 1.5 履行期限
- 1.6 機器設置場所
- 1.7 納入検査
- 1.8 成果物

第2章 健栄研ネットワークの仕様

- 2.1 ネットワーク機器類
 - 2.1.1 ネットワーク機器類の共通要求事項
 - 2.1.2 ファイアウォールシステムの要件
 - 2.1.3 拠点コアL3スイッチ要件
 - 2.1.4 フロアスイッチ
 - 2.1.5 端末接続スイッチ
 - 2.1.6 配線
- 2.2 無線LAN
 - 2.2.1 無線LANに関する要求事項
- 2.3 機能試験に係る要件
- 2.4 保守運用要件
- 2.5 ハードウェア保守要件

第3章 役務作業要件

- 3.1 作業体制の条件
- 3.2 基本要件
- 3.3 設計・構築
- 3.4 搬入・設置

第4章 設置環境整備

- 4.1 基本要件
- 4.2 サーバラック設置
 - 4.2.1 調達仕様
 - 4.2.2 作業条件

第5章 その他

- 5.1 注意事項
- 5.2 その他
- 5.3 問い合わせ先

第1章 調達の概要

1.1 調達の目的

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「医薬健栄研」という。）国立健康・栄養研究所（以下「健栄研」という。）は、令和4年に、大阪府摂津市内にある健都イノベーションパークNKビル（以下「NKビル」という。）内への移転を予定しているが、移転先における健栄研内のネットワークに必要な機器の購入・接続等の業務を行い、健栄研においてネットワークが運用できるよう整備するものである。

1.2 整備対象

健栄研内にて設置するネットワークシステムとして利用する機器（ファイアウォール他）の設置及び整備一式

1.2.1 ネットワークシステムの構成

今回対象とするネットワークシステムの範囲を以下のように定義する。

各システムの構成物については「ネットワークの要求仕様」に詳述する。

健栄研ネットワークシステムの構成

- ・ 健栄研内のネットワークインフラを構成し、基本的なネットワークサービスを提供するシステム。
- ・ 医薬健栄研（大阪本所）とのネットワークに接続するための SINET を介在したネットワーク接続
 - ・ ファイアウォール（現存の機器を設置するため調達は不要）
 - ・ 拠点コア L3 スイッチ
 - ・ フロアスイッチ
 - ・ 端末接続スイッチ
 - ・ 無線 LAN 装置（コントローラ、アクセスポイント）

なお医薬健栄研（大阪本所）に設置済みのコントローラを利用するため、健栄研での設置は不要となる。（本ネットワークは、医薬健栄研（大阪本所）とのネットワークの一部として取り扱われるため、DNS サービスは不要）

また、ネットワーク配線（フロアスイッチ居室内職員 PC）は、別に発注済である。

1.2.2 利用者人数等

NKビルでの健栄研における利用職員数（見込み）は、別紙資料を参照のこと。これらの人数には大きな変化がないものとして、容量、性能等の設計をすること。

1.2.3 医薬健栄研システムへの接続、運用

本ネットワークシステムは医薬健栄研（大阪本所）が運用するネットワーク（以下「nibiohn-net」という。）、の一環として、学術情報ネットワーク（SINET）を経由して接続される。この際 SINET とは専用線（1 G）にて接続する予定としている。（SINET との接続については健栄研にて別に手続実施予定）

また、本システムの運用においては nibiohn-net の管理を行っている医薬健栄研が指定する運用管理支援業者（以下「運用管理支援業者」という。）及び障害に関連する保守業者（以下「保守業

者」という。)が関わるものとなる。

1.3 調達の範囲

今回の調達では、別紙に示した健栄研ネットワークシステムに必要な機器等の整備など以下の業務の履行とする。

(1) システム構築及び関連業務

- ・ システム構築から運用開始(サービスイン)までのプロジェクトマネジメント業務
- ・ ネットワーク機器の設置、設定、動作テスト
- ・ 光ケーブル配線及びネットワーク機器への接続
- ・ 必要なハードウェア、ソフトウェア、その他機材の提供、台帳等の作成
- ・ ソフトウェアのインストール、最新パッチ等の適用
- ・ 健栄研内のネットワーク及びNKビル内にある医薬健栄研 AI 健康・医薬情報センターとの接続、及び SINET を通じた医薬健栄研(大阪本所)への接続確認
- ・ 運用開始(サービスイン)前後での運用支援
- ・ 医薬健栄研システム管理者用運用マニュアル作成及び操作説明
- ・ LAN 配線図(有線、無線)の作成、提供
- ・ 安定バージョンのファームウェア、NOS 適用

(2) 保守・サポート業務(設置後1年間)

- ・ 本調達機器における健栄研ネットワークシステムを構成する障害対応、保守

1.4 作業工程

健栄研にて整備したネットワーク配線に基づき、以下により機器等の設置ネットワークを構築するための工程を作成すること。その際使用される要件定義、設計、機器設置、テスト、システム導入の工程名称、工程期間を明記すること。各工程におけるマイルストーンを明記すること。

機器の導入時期についても、その見込を明記することとするが、遅れが生じる場合は機器等の調達状況を勘案して健栄研と協議し、その指示に従うこと。

(1) 設置導入スケジュール(設置整備計画)

(2) 概要設計

(3) 詳細設計

(4) 機器設置およびテスト

- ・ 単体テスト、結合テスト
- ・ システムテスト(システム単体、システム間接続、外部機器との接続等)
- ・ 受入テスト(健栄研職員によるテスト)

(5) システム導入管理

- ・ 管理者向け研修、等

(6) システム保守・運用管理

- ・ システム保守・運用監視・障害対応
- ・ 運用サポート
- ・ ドキュメント管理・更新

1.5 履行期限

令和5年3月10日

受注者は本システムの設計・本調達機器等の搬入・設置，動作検証・研修等を納入期限までに完了し、翌日から運用可能な状態でサービスを開始できること。

ただし、機器へのネットワーク接続・運用開始までの工程については令和4年12月末を目途に概ね完了できるよう実施し、それによらない場合は対応について健栄研担当者と協議のこと。また、サーバ室の工事設置対応により機器配置に調整が生じる場合は、対応を行うこと。併せて、機器の納品遅れにより履行期限までに機器の設置・ネットワークの運用が不可能と見込まれる場合には、以下仕様の内容を踏まえ健栄研ネットワークの運用が可能となるような対応等を健栄研担当者に提案のこと。

1.6 機器設置場所

本調達機器等については、以下の設置場所に納入設置するものとし、詳細については健栄研担当者と協議のうえ、作業を実施すること。

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所（移転後入居先）
健都イノベーションパークNKビル1F～3F（大阪府摂津市千里丘新町3-17）

1.7 納入検査

本調達機器等の納入完了後に健栄研による納入検査を行う。なお、納入検査には受注者が立ち会うこと。納入検査の結果、本調達機器等の全部又は一部に不合格品が発見された場合には、受注者は直ちに当該機器等を引き取り、その代替機器等を健栄研の指定した日時までに納入すること。

1.8 成果物

受注者は以下の書類を紙媒体で正・副2部及び電子媒体（CD-R又はDVD-R）で1部提出すること。なお、電子媒体については、Microsoft Office2019（MicrosoftWord2019、同Excel2019、同PowerPoint2019）で読み込み可能な形式、又はPDF形式（Adobe ReaderDCで読み込み可能）で作成し、納入すること。電磁的記録媒体により納品する場合は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行う等して、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。

(1) 所内ネットワーク構成図

ハードウェア構成図、ラック構成図、納入機器一覧、その他、健栄研の指示する資料を提出すること。なお、本資料は、納入期限内に提出し健栄研の承諾を得ること。

(2) 設計書

本システムに係わる基本設計資料を提出すること。

(3) テスト関係書類

実施スケジュール、実施内容、他関連システムの動作確認の手順及びスケジュール等の実施内容を作成し、健栄研の承諾を得ること。

(4) 運用手順書

運用管理支援業者が本成果物を元に、当該システムの定常オペレーションを実施できるよう記載すること。

(5) その他の成果物

その他、健栄研との協議のうえ、必要と判断された成果物があれば、別途提出すること。

第2章 健栄研ネットワークの仕様

ネットワークを構成する機器及びシステムの要件を以下に示す。原則、以下に記載されている構成で実現することを想定しているが、他の構成や機器を用いた方がより効率的に導入・運用ができると請負者が考える場合や、システムの要件を満たすために、必要と考える機器や数量の増減がある場合は、必ず健栄研と協議したうえで実施すること。

なお、有線 LAN でのインターネット接続については、配下での大容量のデータダウンロード時を除き、端末にて下り常時 200Mbps 以上（理論値）の速度で接続できることとし、それを下回る場合は原因調査の上、スペック向上等の必要な対策を講じること。

2.1 ネットワーク機器類

「ファイアウォール」「拠点コア L3 スイッチ」「フロアスイッチ」「端末接続スイッチ」「無線 LAN」の機器類をネットワーク機器類として、以下に仕様を示す。

2.1.1 ネットワーク機器類の共通要求事項

本ネットワーク機器類の要求事項は以下のとおりである。

- a. 健栄研の職員数及び端末台数を考慮した上で、十分な処理性能を有すること。
- b. EIA 規格に準拠したラックマウントの設置が可能であること。
- c. 冗長構成を組む機器については、自動、手動に関わらず本稼働前に切り替えテストを実施することを前提とし、その想定通りに動作することを保証できるものであること。
- d. ループ検知機能を設定し、設置時にその動作の確認を行うこと。
- e. 導入する機器は、市場で調達可能であり、調達時点において最新かつ豊富な稼働実績を有し、さらに受注者が動作保証できるものを提供すること。
- f. 導入した機器については、第三者でも識別可能となる手段を講じること。
- g. 接続したケーブルは機能単位に色分けやタグの取付けを行い、第三者でも識別や接続先の確認が可能になるような手段を講じること。
- h. ケーブルの配線は、運用・保守作業を考慮し、適切に整理すること。

2.1.2 ファイアウォールシステムの要件

2.1.2.1 環境要件

(1) ファイアウォール機器構成は、インターネットへの回線（アクセス回線 1 本）アクティブ-スタンバイ方式の冗長化構成とし、医薬健栄研（大阪本所）にて使用していた機器（19 インチラック搭載タイプ、1 U（2 台））を使用する。医薬健栄研（大阪本所）のファイアウォール機器に設定されている情報やルール等（サーバのネットワーク関連情報、ルーティングルール、フィルタリングルール、ネットワークアドレス変換ルールを含む）を考慮して、当該ファイアウォール機器を設置すること。継続して通信環境を提供できるよう接続時に確認すること。

2.1.2.2 情報セキュリティ要件

設計・構築前にセキュリティ対策を健栄研に提示し、承認を得てから作業を行うこと。

(1) 権限要件

ファイアウォールシステムの設定変更や通信ログの確認等でファイアウォールシステムにアクセスする利用者に対し、ID とパスワードによる主体認証機能を提供すること。パスワードは、文字の種類や組み合わせ、桁数等のパスワード設定条件を利用者に守らせる機能を有すること。

2.1.2.3 ネットワーク条件

- (1) インターネットへのアクセス回線 1 本アクティブ-アクティブ方式又はアクティブスタンバイの冗長化構成とする。なお、アクセス回線 1 本は、SINET 接続の 1Gbps の固定グローバル IP アドレス帯を持つ回線である。
- (2) 導入する機器間や既存のネットワーク機器との接続に用いるネットワークケーブルは、請負者が用意すること。

2.1.3 拠点 L3 コアスイッチ

- (1) 3F サーバ室内に設置すること。
- (2) SNMP 機能を有すること。
- (3) IEEE802.1Q タグ VLAN 機能を有すること。
- (4) 2 台以上の冗長構成とし、全ての機器のポートをアクティブ利用可能であること。
- (5) 筐体毎に 2 系統以上の電源冗長化が可能であること。
- (6) ファイアウォール機器との間を 1000BASE-T 規格で接続可能なこと。
- (7) ファイアウォール機器との間でスパニングツリープロトコルを利用しない、ループフリーな通信経路冗長方式が利用可能であること。
- (8) フロアスイッチとの間を 10GBASE-SR 規格で接続可能なこと。
- (9) フロアスイッチとの間でスパニングツリープロトコルを利用しない、ループフリーな通信経路冗長方式が利用可能であること。
- (10) レイヤ 3 ルーティングが可能であること。
- (11) GUI またはコマンドでの管理が可能であること。
- (12) 筐体は、19 インチラック搭載タイプで 1U 程度であること。
- (13) RoHS 指令対応製品であること。
- (14) 時刻同期が可能であること。

2.1.4 フロアスイッチ

- (1) すべてのフロアで同一機種を選定すること。
- (2) フロア毎に必要な端末接続スイッチが収容可能であること。
- (3) スwitチング容量、最大パケット転送能力は搭載されたすべてのポートでワイヤーレートでの通信ができる性能であること。
- (4) SNMP 機能を有すること。
- (5) IEEE802.1Q タグ VLAN 機能を有すること。
- (6) 2 台以上の冗長構成とし、全ての機器のポートをアクティブ利用可能であること。
- (7) 拠点コア L3 スイッチとの間を 10GBASE-SR 規格で接続可能なこと。
- (8) 拠点コア L3 スイッチとの間の帯域幅は、フロアスイッチに収容する端末接続スイッチ 1 台あたり理論値 4Gbps とする(障害時の縮退は可)。
- (9) 拠点コア L3 スイッチとの間でスパニングツリープロトコルを利用しない、ループフリーな通信経路冗長方式が利用可能であること。
- (10) 端末接続スイッチとの間を 1000BASE-T 規格で接続可能なこと。
- (11) 端末接続スイッチとの間の帯域幅は理論値 4Gbps とする(障害時の縮退は可)。
- (12) 端末接続スイッチとの間でスパニングツリープロトコルを利用しない、ループフリーな通信経路

冗長方式が利用可能であること。

- (13) ケーブルの誤接続によりフレームを送信したポート又は同一装置の別ポートにフレームが戻ってくるループ構成になったときにループを検知してポートを閉塞する機能を有すること。
- (14) L2 ループを検出してポートを閉塞した場合に、当該ポートを自動で開放する機能を有すること。
- (15) GUI またはコマンドでの管理が可能であること。
- (16) 筐体は、19 インチラック搭載タイプで 1U 程度であること。
- (17) RoHS 指令対応製品であること。
- (18) 時刻同期が可能であること。

2.1.5 端末接続スイッチ

- (1) フロア毎に 2 台以上の端末接続スイッチを設けること。
- (2) フロア毎に 2 台以上の端末接続スイッチが PoE 給電可能であること。
- (3) 以下の台数の端末が収容可能であること。
 - 1F：有線 LAN 27、無線 LAN アクセスポイント 6
 - 2F：有線 LAN 128、無線 LAN アクセスポイント 18
 - 3F：有線 LAN 58、無線 LAN アクセスポイント 10なお、無線 LAN アクセスポイントに使用する端末 1 台を予備機として準備すること。
- (4) スイッチング容量、最大パケット転送能力は搭載されたすべてのポートでワイヤーレートでの通信ができる性能であること。
- (5) SNMP 機能を有すること。
- (6) IEEE802.1Q タグ VLAN 機能を有すること。
- (7) フロアスイッチとの間を 1000BASE-T 規格で接続可能なこと。
- (8) フロアスイッチとの間の帯域幅は理論値 4Gbps とする(障害時の縮退は可)。
- (9) フロアスイッチとの間でスパニングツリープロトコルを利用しない、ループフリーな通信経路冗長方式が利用可能であること。
- (10) ケーブルの誤接続によりフレームを送信したポート又は同一装置の別ポートにフレームが戻ってくるループ構成になったときにループを検知してポートを閉塞する機能を有すること。
- (11) L2 ループを検出してポートを閉塞した場合に、当該ポートを自動で開放する機能を有すること。
- (12) GUI またはコマンドでの管理が可能であること。
- (13) 筐体は、19 インチラック搭載タイプで 1U 程度であること。
- (14) RoHS 指令対応製品であること。
- (15) 時刻同期が可能であること。

2.1.6 配線

- (1) ファイアウォール、拠点 L3 コアスイッチ及びフロアスイッチを接続する光ケーブルを配線する。光ケーブルの仕様及び配線本数は本仕様書及び実際に設置するネットワーク機器の仕様に適合すること。
- (2) ファイアウォールと拠点 L3 コアスイッチ間は、光ケーブル配線で接続すること。F/W 同士は必要に応じ Cat6 ケーブルで配線すること。併せて拠点 L3 コアスイッチとフロアスイッチ間の光ケーブル配線を行うこと(別紙参照)
- (3) 光ケーブルの配線に当たっては、建物側で用意している空配管を利用すること(別添 3 参照)。なお空配管延長を全体で概ね 500m と見込んだ上で、各室の必要配線数を勘案して光ケーブルの配

線延長を決定のこと。

- (4)フロアスイッチから端末接続スイッチ間以降の Cat6 ケーブルの配線は、別途健栄研で設置することとしているが、実際に設置するネットワーク機器の構成により 1F で 9 本、2F で 14 本、3F で 13 本以上が必要な場合は別にスイッチ間の配線工事を行うこと。

2.2 無線LAN

健栄研内で無線LAN 環境を構築する。アクセスポイント（以下「AP」という。）及び設置場所は別添 1 及び 2 の通りとする。インターネット接続については、AP までの LAN 配線や接続端末の環境に問題がない限り、IEEE802.11n/ac にて常時下り100Mbps以上（理論値）の速度で接続できることとし、それを下回る場合には原因調査と必要な対策を講じること。

2.2.1 無線LAN に関する要求事項

- (1) 必要な数量のAP を設置すること。必要な機器及び什器等を用意すること。既設のケーブルや取り付け器具等も支障がなければ利用してよいが、新たにケーブル敷設工事等が必要な場合は、本調達に含めること。設置場所は別添 1 及び 2 を参考に具体的な設置場所を決定すること。その際、建物・設備に関する情報は健栄研より提供する。
- (2) 本システムは、Windows/Mac 端末に対応していること。
- (3) 無線LAN コントローラは医薬健栄研（大阪本所）に設置済みのコントローラを利用するため、AP と連携して認証を行うこと。
- (4) IEEE802.11a/ac/b/g/n をサポートしていること。また、それらを同時利用可能であること。
- (5) IEEE802.11n/a/ac と IEEE802.11n/g/b の同時接続が可能であること。
- (6) Web、SSH によるAP 管理が可能であること。また、AP の集中管理が可能であること。
- (7) 無線AP の給電は、給電用L2スイッチとして、PoEスイッチで実現すること。
- (8) 認証システムと連携して、APごとに、接続ユーザ、接続時刻のログを取得できること。

2.3 機能試験に係る要件

設計で定義した機能が本番環境において有効であることを実証するための適切な試験を行い、発見された問題について対応し解消すること。

- (1) 機能試験に先立って、試験計画を立案、試験計画書を作成し、健栄研の承認を得ること。
- (2) 試験計画書に基づき、本番稼働前に試験を実施すること。
- (3) セキュリティ問題に対する十分なテストを行い、安全性（機密性、可用性、完全性についての確認を行うこと。ファイアウォール機能等で通信が適切に制限されていることについても確認すること。
- (4) 本番稼働環境と同等の利用環境下において、構築したファイアウォールシステムの操作を行い、機能、性能、セキュリティ面を含めて、目的の用途として利用可能な状態が保たれているか、十分な確認作業を行うこと。
- (5) 全ての試験が問題なく終了したことを記録した試験結果報告書を作成し、健栄研側の承認を得ること。

2.4 保守運用要件

- (1) 受注者は、保守体制を用意すること。なお、保守対応とは、問い合わせ受付窓口対応、ハードウェア保守対応の総称を示すものとする。
- (2) 保守期間は、納入から1年間とする。

- (3) 保守サポートはメールおよび電話、ファックスによる QA サポートと、マイナー/メジャーバージョンアップ/後継品を問わず、常に最新版のプログラム提供権利を提供すること。尚サポート時間帯は、休日・祝日・年末年始休業日（12/29-1/3）を除く月曜日から金曜日までの 9:00 から 17:30 とすること。
- (4) 受注者は、保守対応における責任体制を明確にするため、担当者名を明記した保守体制図を提出すること。なお、体制を変更する必要がある場合には、変更内容を記載した書面をもって報告し、健栄研の承諾を得ること。
- (5) 障害発生時には、健栄研及び運用管理支援業者、障害に関連する保守業者等と綿密な調整・連携を行い、受注者の責任と負担で保守作業を行うこと。
- (6) 保守対応は日本語で実施すること。

2.5 ハードウェア保守要件

- (1) 各ハードウェア障害時には、当該機器又はそれを構成する部品等の調達・交換・修理等を迅速に行う等、受注者の負担により常時正常な稼動を保証すること。
- (2) 本調達機器の保守に関して、メーカー等が提供するハードウェア保守サービスに準ずる安定したサポート及び保守サービス品質の維持を図ること。なお、各ハードウェアの保守サービスレベルについては、休日・祝日・年末年始休業日（12/29-1/3）を除く月曜日から金曜日までの 9:00 から 17:30 のオンサイト保守対応とすること。アクセスポイントについてはセンドバック保守とすること。
- (3) 調達機器に障害が発生した場合、(2)の保守サービスレベルの範囲で、ハードウェア障害と判断された時点から、概ね 4 時間以内に着手し、障害装置の修復、故障部品の修理にあたるものとする。なお、保守契約期間中は、必要な交換部品を必ず提供することが可能なこと。
- (4) ハードウェアの修理又は交換を行う際に、ラックからの取り外しや、据え付け・調整作業が必要な場合は、実施すること。また、必要に応じて、健栄研と協議のうえ、設定内容の再投入等、設定作業を行うこと。
- (5) 修理対応後、障害個所の修理又は交換後、機器が適正に機能するか動作確認すること。
- (6) FW 機器に関しては既存の機器を使用するため、保守に再加入が必要となる。
1 年間の平日通常時間の費用を含めることとし、保守開始までに保守移管が必要な場合は完了すること。

第 3 章 役務作業要件

3.1 作業体制の条件

- (1) 本調達の確実な実施を担保するためのプロジェクト体制を整えること。
- (2) 本調達では関係各部署との調整が必要となるため、プロジェクトマネージャを立て、その窓口として調整にあたること。

3.2 基本要件

- (1) 本システムの運用開始予定は令和 5 年 1 月 1 日からとするが、機器の設置状況等により協議を行い決定する。本仕様書で要求する全機能について、健栄研が指定する設定を完了させ、運用開始日から利用できること。運用開始日になっても利用できない場合は、代替機能を受注者の負担で提供すること。
- (2) 本システムの導入に伴って別途機器および、部材等が必要な場合は、受注者が負担すること。

- (3) 受注者は施行にあたり、法令に定められた手続きが必要な場合、関係各所に対し必要な手続きを行うこと。また、手続き完了後は健栄研に報告すること。
- (4) 納入物品は全て必要な環境構築及び設定がされていること。
- (5) 受注者は、本調達機器等の事前稼働検証、搬入・設置、各種ソフトウェアのインストール及び環境設定、動作確認、教育、研修、機器等の撤去・搬出等を行うにあたり、健栄研職員、及び運用管理支援業者と打ち合わせを行うこと。
- (6) 本作業の実施にあたって、nibiohn-net 及び医薬健栄研の業務に影響を与えないこと。
- (7) 本仕様書に明記されていない事項であっても、本システムが正常稼働するために必要な物品の納入、調整作業等については、受注者の責任において用意、実施すること。また、運用管理支援業者との必要な調整等も、本調達範囲とする。
- (8) 本仕様書に基づく作業を実施するにあたり、運用管理支援業者及び保守業者等の協力を得る場合は、健栄研及び各業者と協議し、受注者の責任と負担において実施すること。
- (9) 本調達機器等については、仕様を満たす増設機器（メモリ及びハードディスク等）を全て本調達機器等に取り付けた形で正常動作の確認を行った後に納入すること。
- (10) 本調達機器等については、各々の納入場所における調整を行い、正常に動作することを確認すること。
- (11) 保守業者等間の各種調整等については、受注者の責任と負担のもとに実施することとし、本システム導入にあたり、その調整等による不都合、負荷等が発生しないようにすること。

3.3 設計・構築

- (1) 本調達に伴い、システムの設計・構築を受注者の責任と負担において実施すること。
- (2) 本調達に係る本システムが、円滑かつ迅速に導入され、かつ運用されるよう設計を行うこと。
- (3) 本調達に係る本システムにて調達した機器の組立・調整を実施すること。
- (4) 健栄研の指示する場所にラック設置を行うこと。ラック設置に伴い、電源工事作業が必要な場合は、本調達の作業に含めること。なお、運用開始日以前に当該機器の設置場所の変更が生じた場合は、健栄研の指示に従って移設等を行うこと。
- (5) 調達した機器を健栄研ネットワークに接続するための LAN ケーブル等への接続を実施すること。調達した機器は、ネットワーク接続以外の接続を行わないこと。
- (6) 既存機器の設定変更が必要となる際、健栄研職員との各種調整や協議等を受注者の責任と負担において行うこと。
- (7) nibiohn-net の安定した稼働及び業務の継続に影響を与えないよう、安全で確実な導入計画を策定すること。導入計画書は健栄研職員の承諾を得ること。
- (8) 導入準備、導入作業及び検証の手順等を示した導入手順書を作成すること。導入作業の手順には、各作業が正しく行われていることの確認を含めること。導入手順書を基に本システムの導入作業を実施すること。
- (9) 導入の際に、nibiohn-net に連携するシステム等に影響を及ぼす場合は、事前に健栄研に連絡すること。
- (10) 導入のために機器等の追加が必要な場合は、受注者の負担において準備し、作業終了後に撤去すること。
- (11) 本導入にあたり、必要に応じて既設置済みセキュリティシステム、F/W、WLC に対し設定変更を行うこと。尚、設定変更については健栄研担当者に説明の上同意を取ること。併せて運営管理支援業者に情報提供を行うこと。

3.4 搬入・設置

- (1) 本調達機器等の搬入・設置は、受注者の責任と負担において行うものとする。また、健栄研の指示する場所に搬入・設置を行うこと。
- (2) 搬入にあたり、搬出入のルート等を健栄研の指示に従い、実施すること。また、必要な手続きについては遅滞なく行うこと。
- (3) 搬入・据付・配線・調整・既設設備との接続に要する全ての費用は本調達に含むこと。
- (4) 本設置に伴い停電が発生する場合は、その影響範囲を調査報告の上、健栄研担当者と調整の上許可を得て行うこと。
- (5) 運用開始日までに、健栄研担当者及び運用管理支援業者に対して教育・研修等を行い、運用引き継ぎを円滑に行うこと。

第4章 設置環境整備

4.1 基本要件

本件設置予定のラックはEIA規格19インチラックとし、前後施錠可能なラックとすること。尚、スペースの関係から、裏面は観音開きのラックが望ましい。

4.2 サーバラック設置

4.2.1 調達仕様

項目	数量	仕様
サーバラック	2 架	・ H:2,000*W:700*D900 ・ 前面/背面共、観音開き ・ 鍵付き ・ 許容荷重 600kg/rack ・ 耐震荷重 300kg/rack
コンセントバー	4 本	・ 24口 (100V15A) /本 ・ 抜け止めタイプ ・ 通電状態表示付
スリット付き台板	6 枚	・ 許容荷重 60kg/枚

4.2.2 作業条件

- (1) サーバラック内通過しているケーブルを床下配線（光ケーブル:1本、UTP:7本）
- (2) サーバラックはチャンネルベースを設置しアンカーにて耐震固定
- (3) コンセントバーを各サーバラックへ2本設置

なお、サーバーールーム以外にネットワークスイッチを設置する場合、ネットワークスイッチ用のラックを準備すること。そのラックは鍵のかかるラックとすること。

第5章 その他

5.1 注意事項

- (1) 作業を実施する場合は、健栄研担当者からの注意を厳守し、当該担当者の指示のもと、これを実施すること。健栄研が別に指定する設計統括者等より指示があった場合も同様とする。また健都イノベーションパークNKビル運営事業者及び当該運営事業者が指定するビル管理業者（以下「運営事

業者等」という。)が示す規約等を遵守すること。

- (2) NKビルでの作業は原則として、行政機関の休日に関する法律第1条に定める日を除く平日（以下「平日」という。）の午前9時から午後6時の間に行うこと。やむを得ない理由で時間外又は平日以外に作業を行う場合には事前に健栄研担当者の許可を得ること。健栄研担当者又は運営事業者等より指示があった場合はそれに従うこと。
- (3) 本業務の落札決定後、15営業日以内に業務遂行にかかる履行スケジュール及び履行体制表（それぞれ確定報）を健栄研に提出すること。また提出後、スケジュールや担当者に変更が生じた場合は、速やかに変更したものを提出すること。
- (4) 運営事業者等の許可を得るため工事着手1カ月前までに工事の内容、方法及び工事図面を含めた工事計画書を健栄研担当者に提出すること。特に工事により騒音を発する場合は、本計画書内にその時期、内容を明記すること。この際、運営事業者等の規定により時間外又は休日での作業となるので留意のこと。
- (5) 作業員のNKビル内への出入りは、健栄研が定める方法に従うこと。健栄研が指定する以外の区域へ立ち入ってはならない。立ち入る必要性が生じた場合は、健栄研担当者の許可を得ること。
- (6) 作業中に運営事業者等及び健栄研が保持する施設、設備及び物品に損害を与えぬよう、適切な養生などを施すこと。
- (7) 請負者の過失により、健栄研が所有する設備、物品に損害又は不具合を与えた場合は、請負者がこれを補償するとともに復旧を行うこと。運営事業者等及びNKビル内テナント所有の施設、設備、物品についても同様とする。
- (8) 本作業に必要な機器の追加や変更を行う必要が生じた際は、あらかじめ健栄研に協議すること。なお軽微な内容の場合は通知することで可とする。
- (9) 業務の進捗状況について健栄研担当者から照会があった場合は、遅滞なくこれを報告すること。また、健栄研担当者の求めに応じて打ち合わせを実施すること。打合せの際の議事録は打ち合わせの日から一週間以内に健栄研担当者に提出すること。
- (10) 配線、通電等の実施においてNKビルの施設、設備との調整等が必要な場合は、健栄研担当者、運営事業者等と協議すること。
- (11) 作業中に重大な疑義又はトラブルが発生した場合は、速やかに健栄研担当者に連絡し指示を得ること。

5.2 その他

- (1) 本仕様書に定める一切の費用を含むこと。また、工事に伴う養生・廃棄物処理等についても一切の費用を発生させることなく請負者の負担でこれを行うこと。
- (2) 安全確保及び事故防止のための必要な措置を講じること。事故が発生した場合その補償については請負者が責任を負うこと。
- (3) 本業務に携わる者は、業務の過程で健栄研及び運営事業者等が提供した情報・資料（公知の情報を除く。以下同じ。）を、本業務の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとし、必要な措置を講ずること。なお、本業務に携わる者以外の第三者に開示する必要がある場合は、事前に協議の上承認を得ること。
- (4) 本調達の業務遂行において、情報セキュリティインシデントの発生又は情報の目的外利用等を認知した場合は、速やかに医薬健栄研に報告すること。
- (5) 本仕様書に記載されていない事項、又は疑義が生じた場合には、健栄研担当者との協議すること。ただし、軽微なものについては健栄研担当者の指示に従うこと。

5.3 問い合わせ先

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

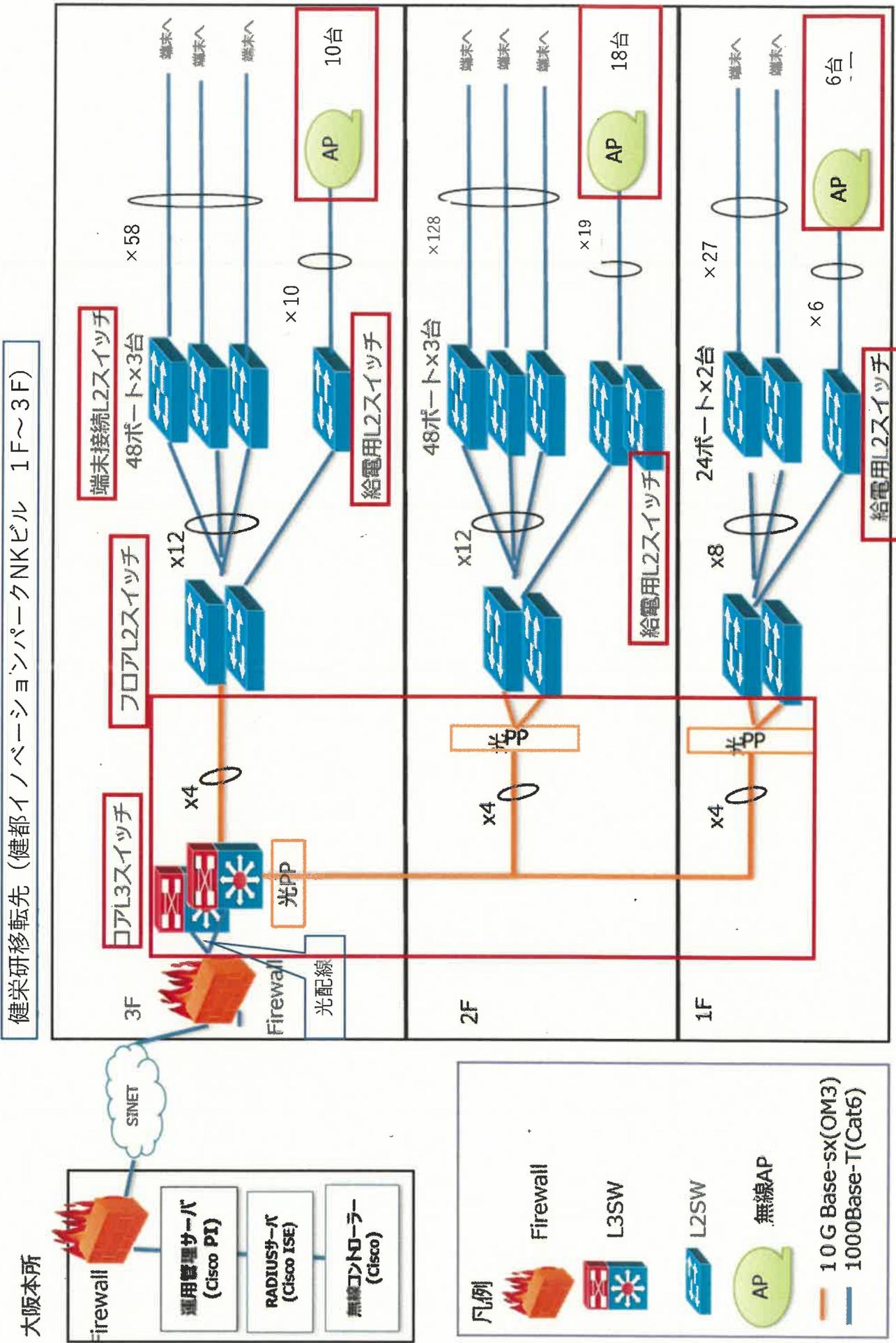
国立健康・栄養研究所 総務部健栄研会計課

黒木（くろき）・森屋（もりや）・峯（みね）

電話：03-3203-5721

メールアドレス：eiken-kaikei@nibiohn.go.jp

(赤囲が今般整備機器内容)



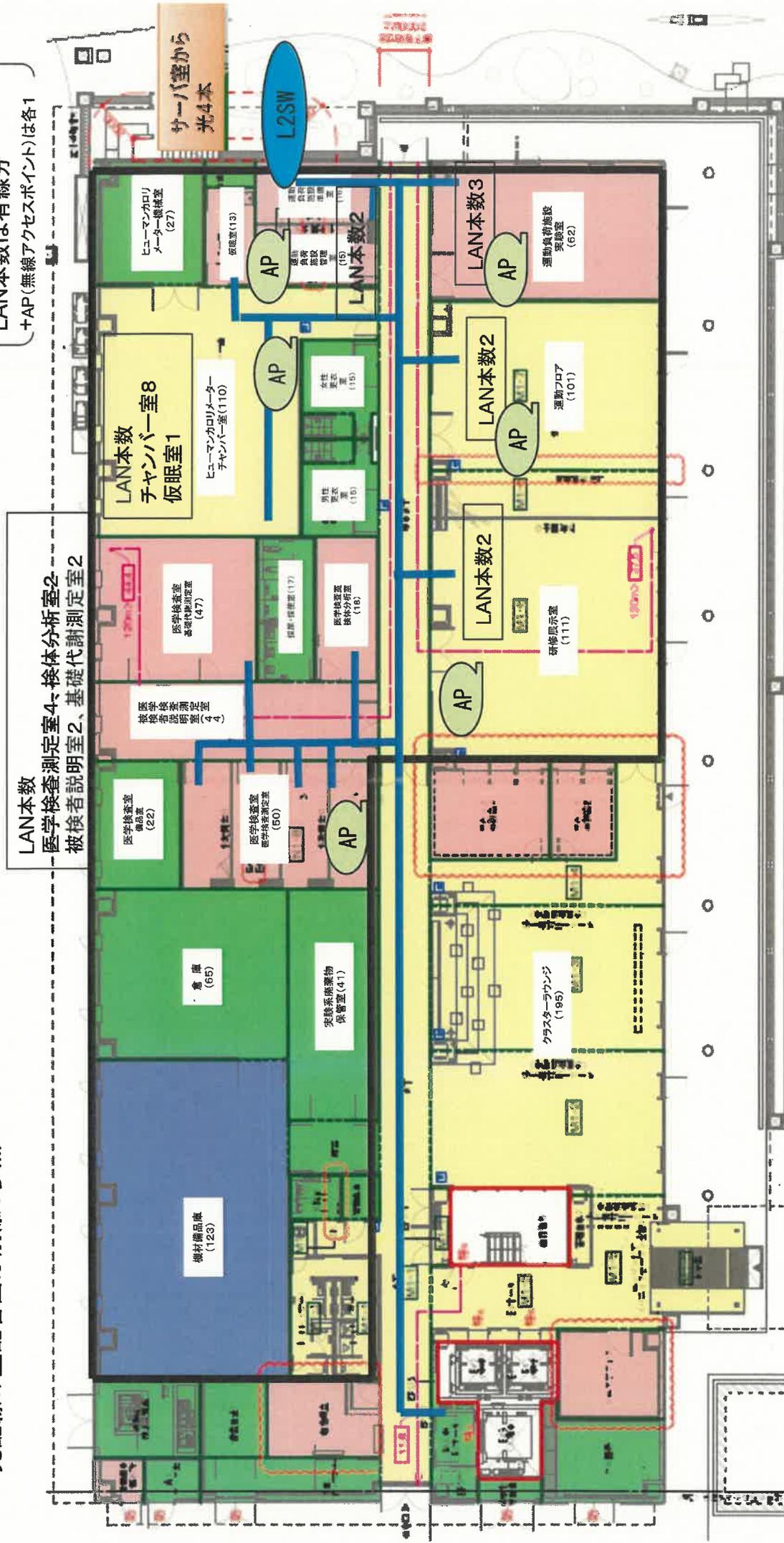
健栄研移転先 (健都イノベーションパークNKビル 1F~3F)

他にAP予備1台

別添1 健栄研内LAN配線内容 1F 健栄研入居先図面(黒枠内)

- 3Fサーバー室からL2SW経由で各室に配線(光ケーブルで配線)
- 各室で配置する有線LAN、無線LAN本数は別添2参照
- 光配線の空配管図は別添3参照

(L2SW経由で各室に配線
LAN本数は有線分
+AP(無線アクセスポイント)は各1



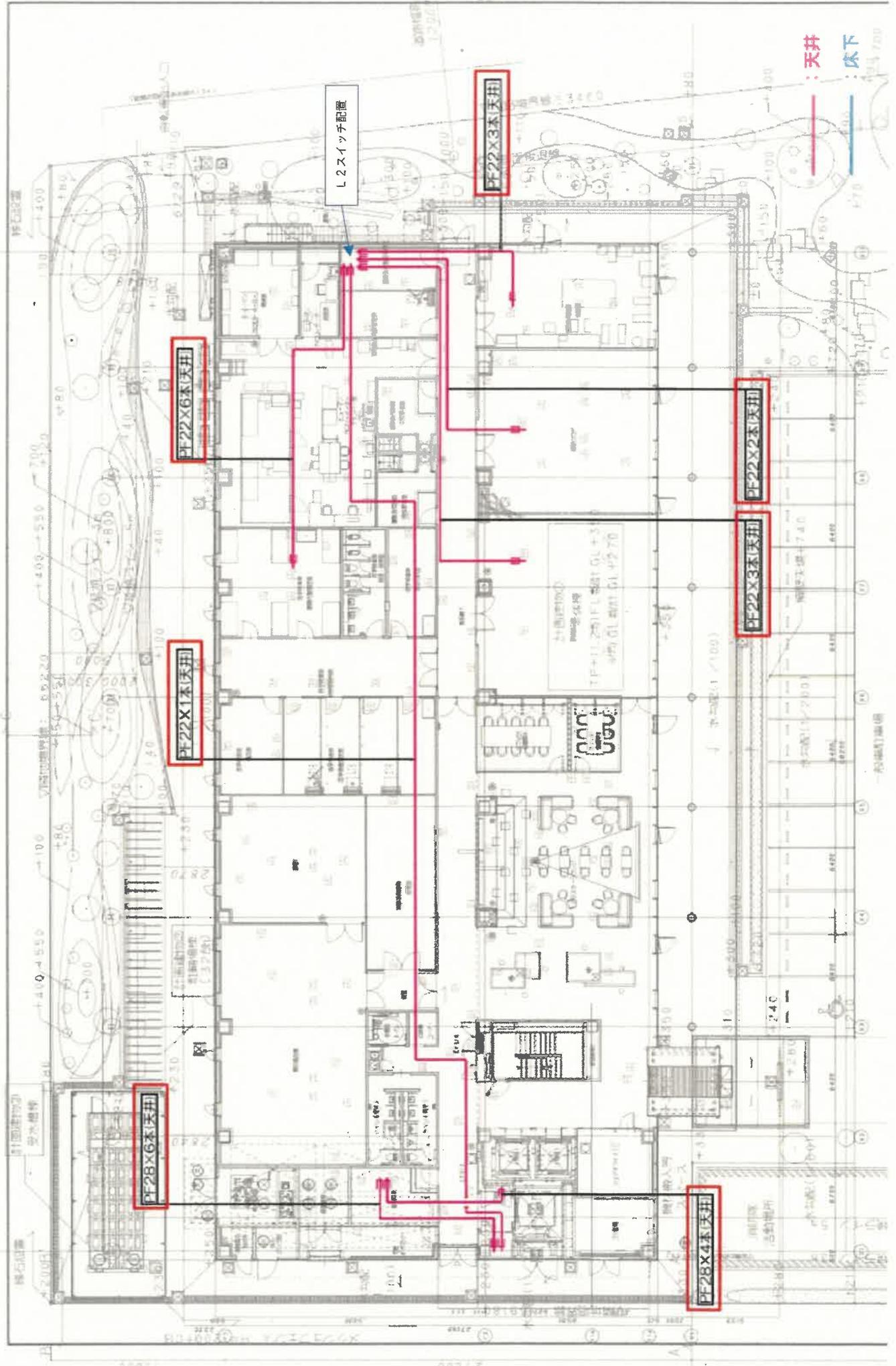
別添2 健康研内LAN配線

名称	使用内容(見込み)	見込人員	有線LAN数	無線LAN AP数	合計数(有+無)	備考
(1F)						
研修展示室	来訪者対応(研修、広報)等	54	2	1	3	
運動フロア	研究用(被検者運動用)	10	2	1	3	
運動負荷実験室	研究用(被検者運動用)	3	2	1	3	
運動負荷実験準備室	運動負荷実験用機材保管等	3	0	0	0	
運動負荷施設管理室	運動負荷実験事務等実施	3	2	1	3	
男性/女性更衣・シャワー室	被検者用シャワールーム	各1	0	0	0	
ヒューマンカロリメーター室(チャンバー室)	ヒューマンカロリメーター実験	4	8	1	9	チャンバー室内2×2、測定機器用4
ヒューマンカロリメーター室(機械室)	ヒューマンカロリメーター用機械設置	0	0	0	0	
ヒューマンカロリメーター室(仮眠室)	研究者宿泊用	1	1	0	1	
医学検査室	被検者への医学検査実施用					
(医学検査測定室)	"	6	4	1	5	
(被検者説明室)	"	6	2	0	2	
(基礎代謝測定室)	"	6	2	0	2	
(採尿・採便室)	"	2	0	0	0	
(検体分析室)	"	2	2	0	2	
(備品室)	(備品保管用)	0	0	0	0	
倉庫	総務部用倉庫	0	0	0	0	
機材備品庫	研究部用保管庫(書類他)	0	0	0	0	
実験系廃棄物保管室	廃棄物保管スペース(ストックヤード)	0	0	0	0	
	1F計	75	27	6	33	
(2F)						
研究部執務室(南側)	同左	75	75	10	85	web会議用個室2含む
共用会議室1	同左(旧ロッカー室)	8	2	1	3	転用も想定
共用会議室2	同左(旧主幹室)	8	2	1	3	転用も想定
データ管理室(3室)	同左(旧作業室)	3	3	0	3	
研究部小会議室(3室)	研究打合せ用スペース	6	6	1	7	1室2口
健康食品情報研究室(北側)	同左	19	19	1	20	web会議用個室1含む
"(共用会議室3)	同左	8	2	1	3	
実験室1(動植物材料実験室)	実験室(食品保健)	3	3	1	4	
動物実験室	動物実験実施	3	0	0	0	
実験室2(食品成分分析実験室)	実験室(食品保健)	3	6	1	7	
原子吸光ブース	"	3	2	0	2	
実験室3(動植物材料実験室)	実験室(臨床栄養)	3	8	1	9	
ダイープフリーザー室	ダイープフリーザー設置	0	0	0	0	
低温室	低温下実験等	0	0	0	0	
低温室前保管庫	冷蔵ブース設置等	0	0	0	0	
	2F計	2F計	128	18	146	

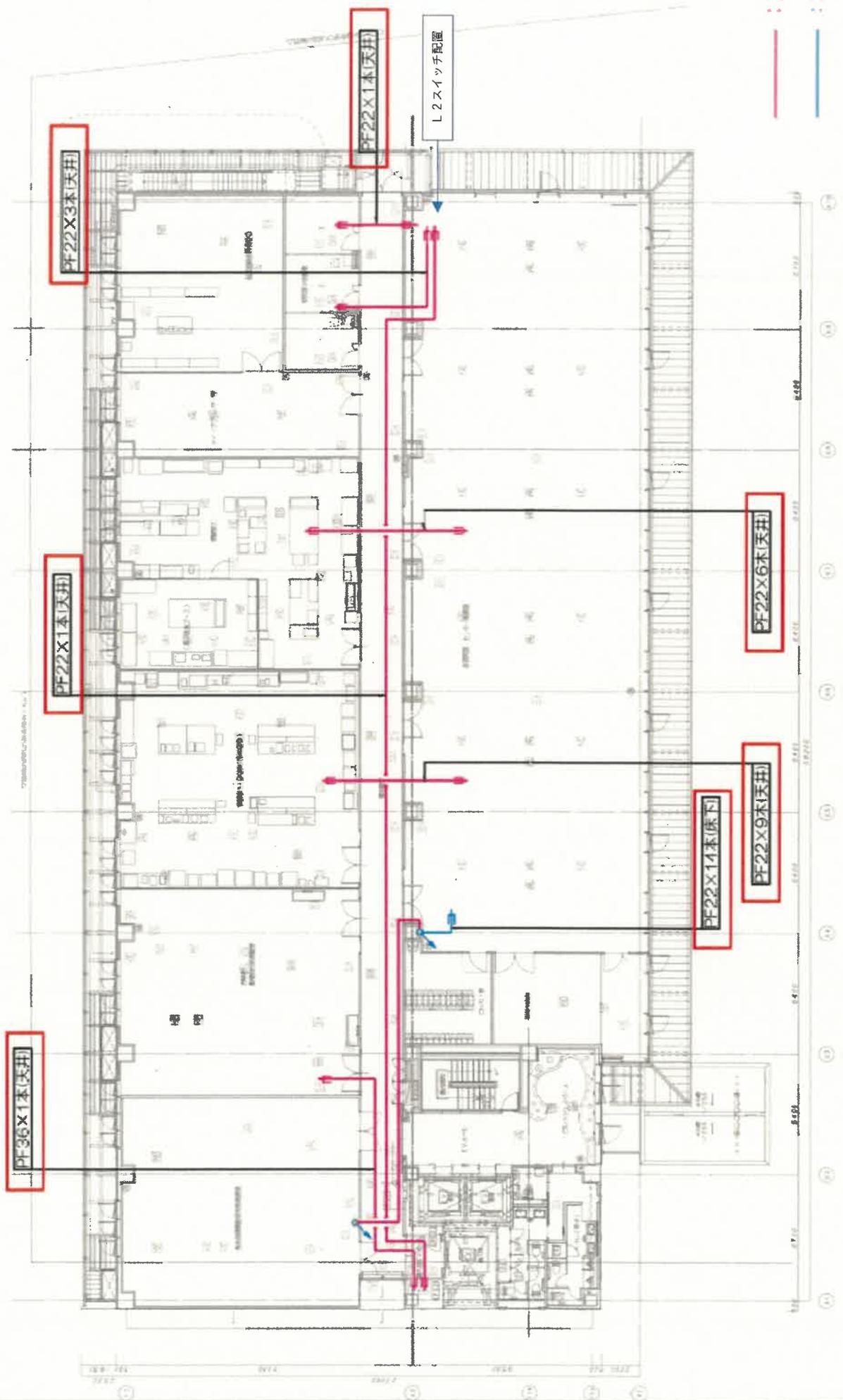
名称	使用内容(見込み)	見込人員	有線LAN数	無線LAN AP数	合計数(有+無)	備考
(3F)						
所長室	所長執務室	1	9	1	10	秘書席1、所長室内8
総務部	総務部執務室	14	14	1	15	
TV会議室	所内会議室	15	2	1	3	
休養室	所員休養スペース(法定)	3	0	0	0	
サーバー室	ネットワークサーバー等設置					
役員控室	同左(旧理事長等控室)	4	4	1	5	
主幹室	同左(旧理事長等控室)	1	1	1	2	
保管庫	機密書類等保管(研究部用)	0	0	0	0	
国民健康・栄養調査作業室	国民健康栄養調査作業用	16	16	1	17	
細胞培養室(前室合)	同左	2	1	0	1	
凍結乾燥器室・滅菌消毒室	同左	2	0	0	0	
顕微鏡室	同左	2	4	0	4	
暗室(前室合)	同左	2	1	0	1	
実験室4	実験室(身体、他)	4	2	1	3	
汎用実験室1	同左	5	4	1	5	
研究連携推進室(仮称)	同左			2	2	有線LANは室内レイアウト確定後設置(別工事)
		3F計	58	10	68	
		予備		1		
		合計	213	35	247	

別添3 工事配線用空配管図等

(1F)

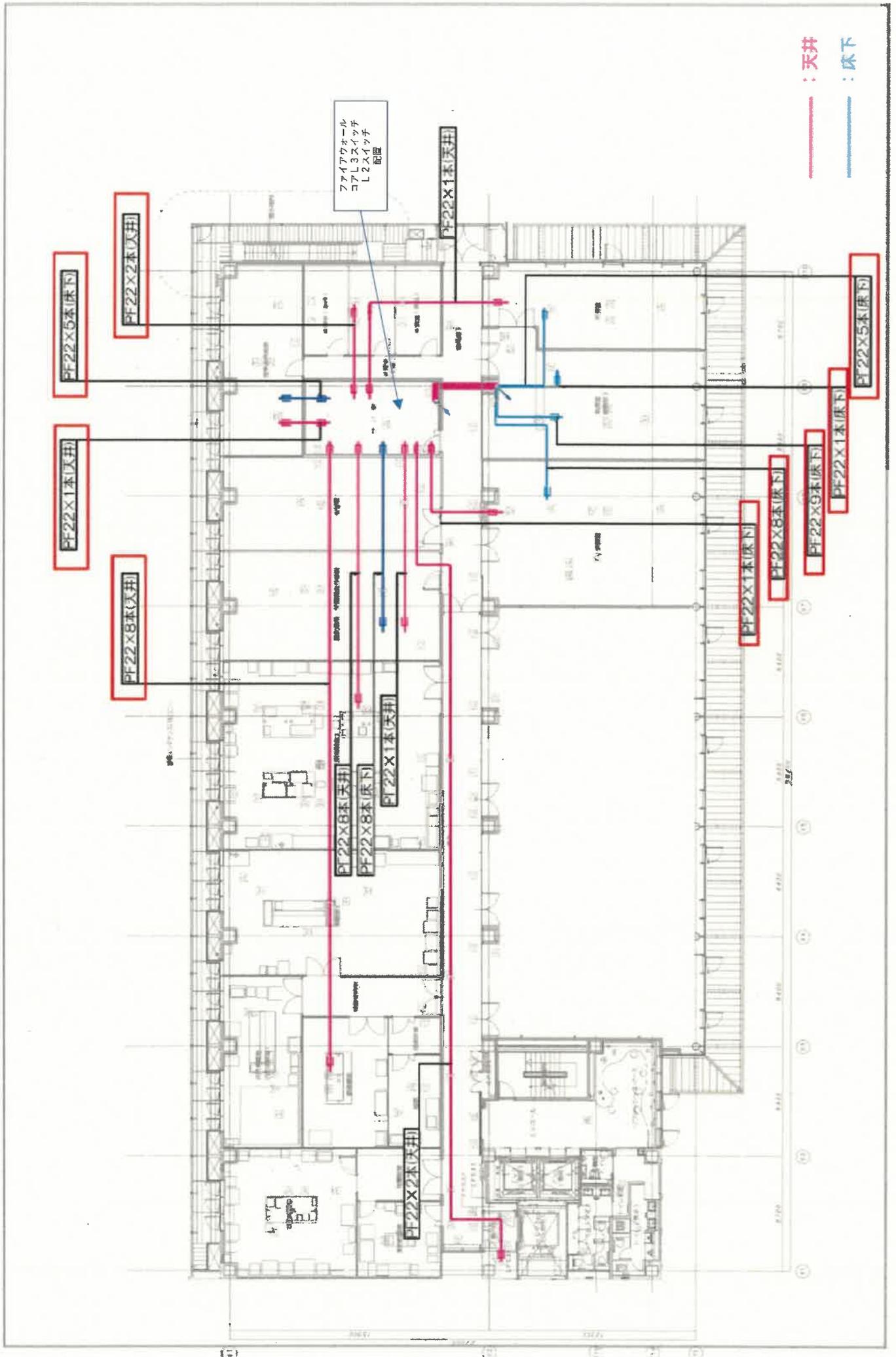


(2F)



— : 天井
— : 床下

(3F)



物品購入契約書（案）

- 品名 健都イノベーションパークNKビル内
健栄研ネットワーク用機器購入整備
- 納入場所 大阪府摂津市千里丘新町3-17
健都イノベーションパークNKビル
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
国立健康・栄養研究所
- 納入期限 令和5年3月10日
- 契約金額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
- 契約保証金 全額免除

契約担当役 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔 を甲とし、〈落札者〉 を乙として、次の条項により契約を締結する。

(総則)

第1条 この契約及び仕様書の定める条件に従い、乙は甲の発注した物品を甲の指定する期限内に、頭書に定めた金額をもって納入しなければならない。

(信義誠実の原則)

第2条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行しなければならない。

(契約金額)

第3条 契約金額は、運賃及びその他の諸経費を含むものとする。

(検査の立会及び引渡し)

第4条 乙が契約物品を納入したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、乙から前項の通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に乙の立会いの上検査を完了しなければならない。

3 当該物品の納入及び検査に直接要する費用は、特別な定めのある場合を除き、すべて乙の負担とする。

4 甲は、第2項の検査を合格した時点をもって、乙から当該物品の引渡しを受けるものとする。また、当該物品の引渡しとともにその所有権を乙から甲に移転するものとする。

(不合格品の引取り)

第5条 検査の結果、不合格品となったものは、甲の指定した期限内に乙は速やかにこれを引き取るものとする。もし、引き取らない場合は、甲は当該物品を適切に処分することができ、保管の責を負わないものとする。この場合、これらに要する費用は乙の負担とする。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第6条 乙の責めに帰すべき理由により納入期限内に物品の納入を完了することができない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、契約金額からすでに検査を合格し引渡しを完了した物品に相応する契約代金を控除した額に対して、遅滞日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額を損害金として徴収するものとする。

(納期の変更請求)

第7条 天災地変、その他正当な事由によって納期限内に契約物品を納入し難いときは、乙はその事由を詳記して、納入の延期を請求することができる。この場合、甲はその請求を正当と認めたとときは、前条の損害金を免除することができる。

(危険負担)

第8条 甲乙双方の責に帰することができない事由により、乙が契約物品の全部又は一部の引渡しができない場合には、乙は当該部分について、契約物品の引渡しの義務を免れるものとし、甲は当該部分についての代金の支払義務を免れるものとする。

(契約代金の請求及び支払)

第9条 乙は、第4条第2項の検査に合格し、引渡しを完了したときは、書面により契約代金の支払を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、適法な支払請求書を受理した日から起算して、30日以内に支払うものとする。

(支払遅延利息)

第10条 甲は、自己の責に帰すべき事由により前条の期限内に代金を支払わない場合には、乙に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年12月12日法律第256号）第8条の規定により計算した額の遅延利息を支払うものとする。

(甲の解除権)

第11条 甲は次の各号の一に該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙の責に帰する事由により、納期限までに乙がこの契約を完全に履行する見込みがないとき。
- 二 乙又はその使用人が甲の行う検査に際し、不正行為を行い、又は甲若しくは甲の指名する検査員の職務の執行を妨げたとき。
- 三 甲の都合により契約の解除を必要とするとき。

(乙の解除権)

第12条 乙は、甲がこの契約に定める義務に違反したことにより、契約の目的を達する見込みがないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(違約金)

第13条 甲が、第11条第1号及び第2号により契約を解除した場合、乙は違約金として、契約金の100分の10に相当する金額を甲に納付しなければならない。

(損害賠償)

第14条 甲及び乙は、この契約に基づき相手方の責めに帰すべき事由によって損害を受けた

ときは、その損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項に規定する損害賠償の請求は、文書により行わなければならない。
- 3 第1項に規定する損害賠償額は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第15条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 二 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第16条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - 二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - 三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金をまぬがれることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第17条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第18条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（行為要件に基づく契約解除）

第19条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為。
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
- 四 偽計又は威力を用いて契約担当役の業務を妨害する行為。
- 五 その他前各号に準ずる行為。

（表明確約）

第20条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

（下請負契約等に関する契約解除）

第21条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（契約解除に基づく損害賠償）

第22条 甲は、第18条、第19条及び第21条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第18条、第19条及び第21条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第23条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(契約不適合責任)

第24条 甲は引き渡された物品について、検査終了後に、種類、品質又は数量が契約の内容に適合しないこと（以下、「不適合」という。）は発見したときは、乙に対し、納品後1年以内に限り、相当の期間を定めて、甲の指定した方法により、目的物の修補、代替品の納入を求めることができる。ただし、仕様書に保証について特段の定めがある場合、この限りでない。また、民法第562条第1項但書は本契約には適用しない。

2 前項の期間内に乙が目的物の修補あるいは代替物の納入をしないときは、甲は乙に対して代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 本条の規定は、不適合について、甲が乙に対して損害賠償を請求し、あるいは契約を解除することを妨げない。

(協議)

第25条 甲乙間に問題又は、疑義が生じた場合及びこの契約に定めない事項については、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

(裁判管轄)

第26条 この契約に関する訴えは、大阪地方裁判所の管轄に属するものとする。

上記契約締結を証するため、本証書2通を作成し、双方記名捺印の上、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目6番8号
契約担当役
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔

乙

質 疑 書

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

住 所

氏 名(社名)

件 名 : 健都イノベーションパークNKビル内健栄研ネットワーク用機器購入整備

上記件名の調達にかかる質疑事項を下記のとおり提出します。

質 疑 事 項

質疑書については、質疑の有無にかかわらず、「ご担当者連絡先」と併せて下記期限までにメールにてご提出ください。

提出期限：令和4年10月24日（月）17時00分

提出先メールアドレス： 総務部健栄研会計課 eiken-kaikei@nibiohn.go.jp

ご担当者連絡先

件名：健都イノベーションパークNKビル内健栄研ネットワーク用機器購入整備

所属部署	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

質疑書と併せて、下記期限までにメールにてご提出ください。

提出期限：令和4年10月24日（月）17時00分

提出先メールアドレス：総務部健栄研会計課 eiken-kaikei@nibiohn.go.jp

競争参加資格確認関係書類

- 1 厚生労働省大臣官房会計課長から通知された等級決定通知書の写
- 2 誓約書 (2種類)
- 3 保険料納付に係る申立書
- 4 アフターサービス・メンテナンス体制証明書
- 5 その他参考資料
会社履歴書等
- 6 提出部数 各1部
- 7 提出期限 令和4年11月4日(金) 17時00分まで

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

誓 約 書

弊社は、「健都イノベーションパークNKビル内健栄研ネットワーク用機器購入整備」の入札において、弊社が落札致した場合には、仕様書に示された仕様を満たすことを確約致します。

住 所

商号又は名称

及び代表者氏名

印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

誓約書

弊社は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、弊社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、弊社の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当役等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

住 所

商号又は名称

及び代表者氏名

印

(別紙様式)

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和_____年_____月_____日

(住 所)

(名 称)

(代表者)

印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

アフターサービス・メンテナンス体制証明書

弊社は、弊社取扱いの「健都イノベーションパークNKビル内健栄研ネットワーク用機器購入整備」のサービス体制に関して、下記の通りのアフターサービス・メンテナンス体制を整えており、日常のご使用に支障の無いよう、迅速に対応できる体制を整えていることを証明致します。

記

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

↓

【販売（代理）店】商号又は名称

住 所

T E L

部 署 名

↓

【製造会社】商号又は名称

住 所

T E L

部 署 名

以上、通常・緊急時の連絡先

住 所

商号又は名称
及び代表者氏名

印

入札書

件名 健都イノベーションパークNKビル内
健栄研ネットワーク用機器購入整備

金 _____ 円也

入札説明書に定める各事項を承諾のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

(競争参加者)

住 所

称号又は名称

代表者職氏名

印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

記載要領

入 札 書

1. 入 札 件 名 ○○○○○○○○○

2. 入 札 金 額 ¥ _____

入札説明書に定める各事項を承諾のうえ、上記の金額をもって入札
します。

令和 年 月 日

(競争参加者)

住 所 【記載要領】(2)及び
 (3)の「例」参照

氏 名

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

【 記 載 要 領 】

(1) 競争参加者の氏名欄は、法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。

(2) 第1回目の入札書は、契約権限を有する代表者本人又は契約権限を年間委任された代理人の氏名、印にて作成すること。

「例1: 契約権限を有する代表者本人の場合」

(競争参加者)

住 所 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□

代表取締役 △△ △△ 印

「例2: 契約権限を年間委任された代理人の場合」

(競争参加者)

住 所 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□

代表取締役 △△ △△

代理人

住 所 大阪市〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□ 大阪支店

大阪支店長 △△ △△ 印

- (3) 第2回目以降代理人(復代理人)が入札する場合は、入札書に競争参加者の所在地、名称及び代表者氏名と代理人(復代理人)であることの表示並びに当該代理人(復代理人)の氏名を記入して押印すること。

「例1:契約権限を有する代表者本人の代理人の場合」			
(競争参加者)			
住 所	大阪市	〇〇〇〇〇〇〇〇	
氏 名	株式会社	□□□□	大阪支店
	代表取締役	△△	△△
代 理 人		〇〇	〇〇 印
「例2:契約権限を年間委任された代理人が代理を選任した場合」			
(競争参加者)			
住 所	東京都	〇〇〇〇〇〇〇〇	
氏 名	株式会社	□□□□	
	代表取締役	△△	△△
復代理人		〇〇	〇〇 印

- (4) 記載文の訂正部分は、必ず訂正印を押印すること。
- (5) 落札決定にあたっては、入札書に記入された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか非課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。
- (6) 工事、製造、役務、複数の物品等については、入札金額の積算内訳を入札書に添付すること。

封筒記載例（入札書のみ入れて下さい。）

（表面）

令和〇〇年〇月〇〇日 開札

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

入札書在中

契約担当役

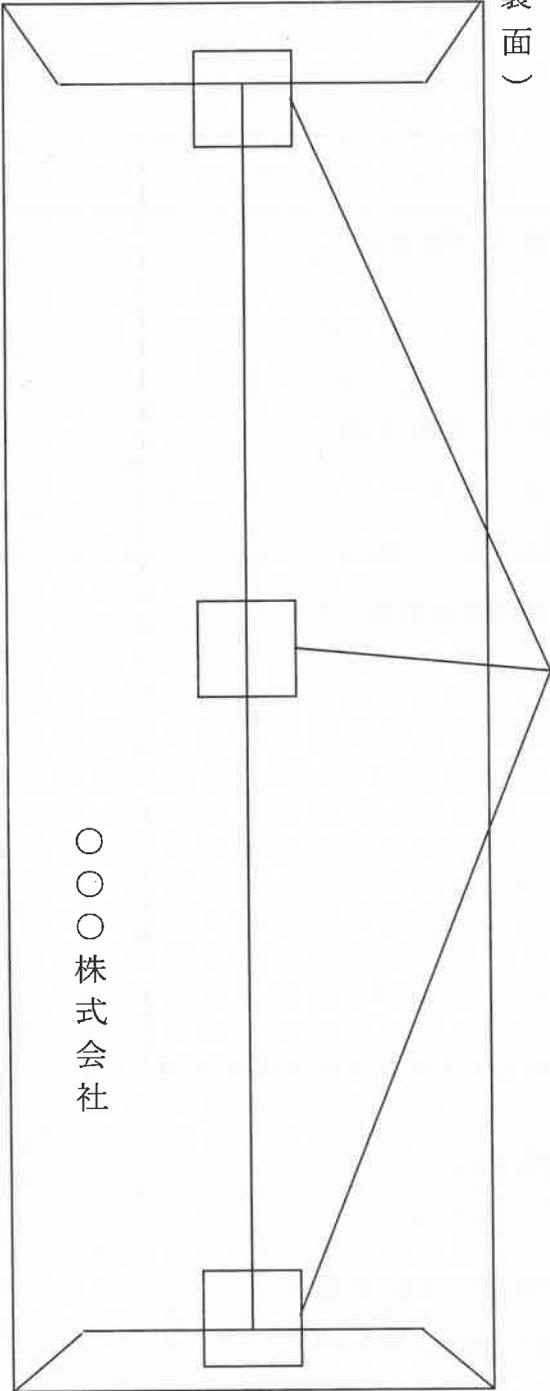
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

※氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記入すること。

御社代表者印（3ヶ所）

（裏面）



〇〇〇株式会社

入札辞退届

件名： 健都イノベーションパークNKビル内健栄研ネットワーク用機器購入整備

上記の入札件名について、都合により辞退します。

令和 年 月 日

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

入札者

住所

氏名(社名)

委任状

私は、
を代理人と定め、下記のとおり委任いたします。

記

委任事項

令和4年11月14日開札 件名「健都イノベーションパークNKビル内健栄研ネットワーク用機器購入整備」の競争入札に関する一切の権限を委任いたします。

代理人

氏名

印

令和 年 月 日

委任者

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

年間委任状

私は、下記受任者を代理人と定め令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間における 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 との下記事項に関する権限を委任します。

記

1. 見積、入札及び契約の締結に関すること。(契約の変更、解除に関するを含む)
2. 契約物件の納入及び取下げに関すること。
3. 契約代金の請求及び受領に関すること。
4. 復代理人を選任すること。
5. 共同企業体の結成及び結成後の共同企業体に関する上記各項の権限。
【工事契約以外の場合は除く】
(ただし、3については、上記期間満了日の翌々月末までとする。)

令和 年 月 日

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

委任者

本社・本店所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

受任者

支店等所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

(事務連絡)

件名：健都イノベーションパークNKビル内健栄研ネットワーク用機器購入整備

ご担当者連絡先及び質疑書について

「ご担当者連絡先」及び「質疑書」は、期日までに下記メールアドレス宛てに電子媒体（電子文書ファイル）で提出をお願いいたします。

〒162-8636

東京都新宿区戸山1-23-1

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

国立健康・栄養研究所 総務部健栄研会計課

提出先メールアドレス eiken-kaikei@nibiohn.go.jp

期限について

ご担当者連絡先・質疑書 : 令和4年10月24日（月）17時00分まで
競争参加資格確認関係書類 : 令和4年11月4日（金）17時00分まで
入札書 : 令和4年11月11日（金）17時00分まで
開札日の日時 : 令和4年11月14日（月）10時30分

入札参加改善に向けたアンケート

案件名	健都イノベーションパークNKビル内健栄研ネットワーク用機器購入整備
公告種別	一般競争入札
すべての事業者様にお伺いいたします。 該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> をお願いいたします。	(質問)入札公告日又は説明会の日から入札書・提案書等の提出期限までは適切でしたか <input type="checkbox"/> 1 特に問題はなかった <input type="checkbox"/> 2 期間が短かった (具体的な必要期間:)
参加(応募)頂けない事業者様の理由をお聞かせください。 該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> をお願いいたします。	<input type="checkbox"/> 1 競争参加資格の等級が、自社の参加資格と一致していなかった。 <input type="checkbox"/> 2 説明書をみても業務内容、業務量、求められる成果物、審査基準が分かりにくく、判断できなかった。 <input type="checkbox"/> 3 業務内容に一部扱えない業務があった。 (具体的業務:) <input type="checkbox"/> 4 参加しても価格の優位性がなく受注見込みがないと判断した。 <input type="checkbox"/> 5 求められる業務実績の要件が厳しかった。 (厳しいと考えられた業務実績:) <input type="checkbox"/> 6 業務の履行期間が短く、期日までに成果物を納品できない可能性があった。 <input type="checkbox"/> 7 業務内容が多岐にわたるため、必要な技術者・要員を確保するには時間が不足している。又は発注ロットが大きすぎて、必要な人員等を確保できないと判断した。 <input type="checkbox"/> 8 入札公告(公示)又は説明会の日から入札書・提案書等の提出期限までの期間が短かった。 <input type="checkbox"/> 9 その他:自由記載 <div style="border: 1px solid black; height: 50px; width: 100%; margin-top: 10px;"></div>
補足 【すべての事業者様・自由回答】	仕様書等に改善すべき点があれば教えてください。
ご意見・ご要望 【すべての事業者様・自由回答】	
事業者名(任意)	
ご担当者(任意)	
ご連絡先(任意)	

ご協力頂きましてありがとうございました。

